

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に基づき和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示については、法及び政令に定めるもののほか、実施のため必要な事項は、この規則の定めるところによる。

2 開示の請求をしようとする日において死亡している者のレセプトの開示については、この規則の定めにより取り扱うものとする。

(開示対象等レセプトの範囲)

第2条 開示対象レセプトは、開示請求（前条第2項の場合にあっては開示依頼。以下これらを「開示請求等」という。）をする日の前日から起算して過去5年間分とする。

(開示請求等ができる者の範囲)

第3条 レセプトの開示請求ができる者は次に掲げる者とする。

(1) 当該レセプトに係る被保険者（被保険者であった者を含む。以下「被保険者」という。）

(2) 被保険者が成年被後見人の場合における法定代理人

(3) 被保険者本人がレセプトの開示を請求することにつき委任した代理人

2 レセプトの開示依頼ができる者は次に掲げる者とする。

(1) 死亡した被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）

(2) 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人

(3) 遺族がレセプトの開示を依頼することにつき委任した代理人

(開示請求等)

第4条 開示請求等をしようとする者は、書面により広域連合長にレセプトの開示を請求又は依頼するものとする。

2 広域連合長は、前項の開示請求等に伴う開示請求書又は開示依頼書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求等をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、広域連合長は、開示請求等をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(請求者の確認)

第5条 広域連合長は、開示請求等をしようとする者が第3条各項に規定する開示請求等ができるであることを書類により確認するものとする。

(照会)

第6条 広域連合長は、第1条第1項によるレセプトの開示については、開示することによって被保険者が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じないことを保険医療機関（調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書については、当該レセプトに記載された保険医療機関）に回答期限を設け照会し、開示決定の参考とするものとする。

(開示、部分開示又は不開示の決定)

第7条 広域連合長は、前条の規定による照会の結果を踏まえ、開示、部分開示又は不開示を決定するものとする。

2 広域連合長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該レセプトは開示の取扱いとする。

(1) 前条の規定による照会に、当該保険医療機関が正当な理由なく期限内に回答せず、また回答の要請にも応じないとき

(2) 当該保険医療機関の廃止等の事情により、前条の規定による照会を行うことができないとき

(3) 前条の規定による照会の回答が部分開示又は不開示であるにもかかわらず、その理由が記載されていない場合において、理由の記載を要請しても当該保険医療機関が正当な理由なくその要請に応じないとき

(開示、部分開示又は不開示の通知)

第8条 広域連合長は、前条第1項の規定による決定をしたとき、又は第1条第2項の規定により開示等をするときは、書面により開示請求等をした者に通知するものとする。

（開示の実施方法の確認）

第9条 前条に規定する通知を受けた開示請求等をした者は、通知を受けた日から30日以内に広域連合長に対し書面により求める開示の実施方法及び開示の実施を希望する日時その他必要事項を申し出なければならない。ただし、前条の通知に実施方法等が記載されている場合であって、その内容を変更する必要がある場合は、この限りでない。

（開示又は部分開示の実施）

第10条 レセプトの開示は、広域連合長が指定する場所での写しの交付又は郵送による写しの交付により実施するものとする。

2 広域連合長は、第7条第1項により部分開示と決定したレセプトは、不開示部分を伏して開示するものとする。

3 広域連合長は、第1条第2項により開示するときは、当該レセプトに記載された個人情報を伏して開示するものとする。

4 レセプトの写しの作成に要する費用の額は、単色刷り1枚につき10円とする。ただし、用紙の両面に印刷した場合は、片面を1枚として算定する。

5 交付に要した郵送料及び前項に規定する作成に要した費用は、広域連合長が指定する方法により、開示請求等をする者が納付しなければならない。

6 広域連合長は、開示決定通知書又は開示通知書を発送した日の翌日から起算して30日を経過しても当該レセプトの写しを開示請求等をした者に交付することができないときは、これを破棄して差し支えないものとする。ただし、当該期間内に交付を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（標準事務処理期間）

第11条 広域連合長は、開示請求等を受理した場合は、原則として受理した日から起算して30日以内に開示等の決定又は通知を行わなければならない。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 広域連合長は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限りこれを延長することができるものとする。その場合、広域連合長は、開示請求等をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第3号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の和歌山県後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に係る取扱規則の規定は、施行日以後に受理した開示請求等について適用し、施行日前に受理した開示請求等については、なお従前の例による。